

「国家の宗教的中立性の原則」

討論（質疑・応答）の部

司会者 小林（札幌大学） 質問用紙を提出されました方から、質問をおねがいします。そのあとは、会場から自由にご質問ください。なお、質問用紙がでておりますが、質問に際してはその要旨等、もう一度ご説明ください。それでは、竜谷大学の法性会員から質問してください。

質問者 法性（竜谷大学） 清水先生のご報告に対し、若干ご質問させていただきます。ドイツについてご報告で、レジメ3の国の宗教的・世界観的中立性の意味という点について、お伺いします。ドイツでは、同格理論ということで、不完全な政教分離という観点に立たれているというふうな、ご説明があったわけですが、そういった前提のもとで、中立性ということに関しては、分離という観点よりも、個人の信教の自由の保障という観点から議論を組み立てられているように理解しましたが、そういった理解でいいのかどうか、ということです。もう一つは、アメリカの滝沢先生のご報告にございましたように、宗教すべてに対して公平に援助しても、それは、無信仰者との関係において問題が生じてくるという観点で、アメリカ、日本において論じられているのですが、ドイツにおいてはそういった議論がなされているのかどうか、ということについて教えていただければ、とおもいます。もし、このような議論がされていないとすれば、それは、なぜなのか、もあわせて教えていただければ、とおもいます。

解答者 清水（早稲田大学） 今のご質問ですが、報告の中でご説明しましたように、現在の基本法の一

四〇条に、いわゆる教会条項が継承されました。しかも、大教会は公法上の団体としての地位が保障されていますが、それは、ドイツのキリスト教的な伝統というものを反映しているわけであります。基本法上、いろいろな条項をあげましたが、それらの条項をみますと、国と教会の関係は、一方では、国教会は存在しないことを建前として、実際問題としても、両者が一応分離を基本にしております。他方、そうした建前をとりながらも現実には教会と国とがかなりの点において協力関係にあることも否定できません。それゆえにこそ基本法四条の規定によって、「信仰の自由」または「良心の自由」という条項が大変重い意味をもってきます。大教会の歴史的に果たしてきた役割そのものは、これは高く評価すべき点があるし、また教会の持つ公共的な任務という意義も、それなりに評価しなければならぬのですが、しかしながら、ともすれば教会税の課税・徴収等によって非常に膨大な資金をもつことになりますから、両大教会は、大教会でない教会に比べまして、どうしても特権化していくことになります。そのような意味におきまして、旧来のキリスト教の伝統とか、あるいは教会の果たしている役割には充分敬意を表しながらも、しかし、「良心の自由」、「信仰の自由」というものが、やはり大前提になっている。この規定のもつ意義は、さきほど連邦憲法裁判所の判例を引用いたしましたけれども、前国家的な、あるいは超実定法的なその権利性はこれを尊重して行くべきことだとおもいます。そして、その前には、他の報告者もご指摘のように、単なる多数決によっては侵しえない領域があるのではないか、そうでないと、歯止めがなくなってしまうというおそれからして、やはり四条の規定を前提として考えるべきであって、中立性の概念そのものも、その四条の規定のもつ意味を考えながら、しかしながらこれまでの伝統に則って教会が現実にもってきたものは、それなりに認める。従って中立性の概念についても、いわゆる不可知論とか、先ほど申し上げましたように無神論とか、そのような考えを勧めの意味に使われているものではないのだ、という意味で、伝統的なものと基本権論的なものを単純な多数によって

勝手にどうこうできる筋合いのものではないのだ、とする考えがここでは強調されているのではないか。結局さきほど申し述べたように、このような意味においては、ご指摘のように個人の信教の自由の保障に関する条項が、核心にすえられてしかるべきではないかとする理論、考え方が学者の間で非常に強くみられる、と見たわけでありま
す。もちろん、後の方でご質問のように、宗教団体とか、あるいは宗教全体に対して、ある程度の援助を行うことは実際になされております。これは事実であります、そのことによって、無神論者、あるいは信仰を持たない人
あるいは、宗教的少数者の間に不公平な取扱いになるのではないかと、とする議論がないか、というご趣旨のように伺
いしましたが、もしそうであるとすれば、そのような議論は、大教会に所属していない人の側からみますと、大
教会は少し特権を享受しすぎているのではないかと、換言すれば、宗教的な少数者は不利益を蒙っているのではない
か、とする議論につながるようになります。それは、私はさきほど、報告の中で申し上げたとおりであります。そ
のような議論がありますから、学者、オーバーマイヤーとか、ベッケンフェルデもそうでありますけれども、いわ
ゆる基本権、とくに基本法に規定している基本権の前では、既存の大教会のもつ特権、あるいは宗教的少数者が蒙
るであろう不利益の前に大きな「壁」として、存在してしかるべきである、と解しているのであります。そこに基
本権の保障の本来の意味があるのではないかと言うのであります。私はそのように理解しております。

質問者 法性(竜谷大学) ご説明の後半の部分について、お伺いしますが、ドイツにおいて、まだ宗教的少数
派の信教の自由を侵害しているのではないかと、という疑問が主流派となっているのですか、それともまだ、少数派
なのでしょうか。

解答者 清水(早稲田大学) 主流派であるとか、非主流派であるとか、ということとは、言い兼ねますけれども、
やはり、コンメンタールの中に、さきほどの、オーバーマイヤーの説を引用しました、あるいは、ベッケンフェル

としました。宗教教育についても、できるだけキリスト教的な要素をなくしていこうと、いままで手厚い保護が加えられていたわけですが、それを排除しようと、そういう面では徹底した政教分離をとなえたわけです。にもかかわらず、教会の信徒側の強い反発によって、従来の大教会は、公法上の団体としての地位をなんとかして保全していこう、という意志表示をして、そのことがワイマール憲法の制定につながっていくわけです。憲法制定議会においていわゆる教会側の、しかも保守的な人々たちによる巻き返しにより、やはり従来どおり大きな教会にはそのまま公法上の団体としての地位を与えるべきである、という主張により、いわゆる現行の基本法一四〇条に継承されましたワイマール憲法下における教会条項というものがそこで生まれてきました。そして、そのことと同時にいわゆる教会税を課税・徴収することになりました。課税・徴収することに関してはその教会に属している限りは教会税を払うことになりましたが、どうしても払いたくないときは、教会を離脱すればよろしいわけです。教会の中には、私この数年間夏を利用してはドイツにまいりましたけれども、教会の中には福音主義を前面に打ちだしながら、自由福音教会では教会税をまったく課税・徴収していない、あるいは教会税の課税・徴収に反対する宗派もあります。こうした宗派にとっては、教会税を課税・徴収しませんから、課税・徴収している教会にくらべると、財政的には苦しいということになります。どうするかというと、バイトラーク、いわゆる献金・寄付といいますが、説教が行われた後に、会員による献金・寄付とか、そのようなものによって、教会の財政が成り立つことになります。どうしてもそのような場合には教会税を課税・徴収している教会に比べますと、財政的には非常に困るとか、苦しいとか、乏しいというか、おもうにまかせないところがあります。けれども、私の記憶に間違いがなければ、両大教会は両方合わせますと、一兆円近い教会税の課税・徴収を、毎年やっております。一年間にそのぐらい徴収しているわけです。それぞれの大教会は五千億円ぐらい、日本円になおしますと、そのぐらいの金額を徴収

しておりますから、教会税の徴収によって、先ほど申しましたように、幼稚園、学校、老人ホーム、身体障害者施設等いろいろな事業をボランティアな形で行うことになります。教会に属しておる限りは教会税を払いますけれども、教会を離れば払う必要はありませんので、それで、内々には私が個人的に聞きましたところによれば、教会税に対しましては不満といえますか、心から払うという気がなくても、実際に使われているのが社会福祉的なものでありますので、払う側も、まあまあというふうな感じが見受けられました。先ほど申しあげましたように、教会法学者の中に、「文化税」に変えるように率直に述べている論者もおります。教会税を課税・徴収するかどうかということは、その人が教会に属するか、属していないかということによって決まりますので、そこには、ボランティアな残った教会に属しているか、属していないか、ということによって決まりますので、そこには、ボランティアな教会に残っている、と私は考えるわけです。ですから、教会税を課税・徴収しない小さな宗派が大きな財政的に豊かな教会に対して、云々するのはちょっと筋が違うのではないかとおもいますけれども、先ほど述べましたように、教会税の課税・徴収によって誰が福音主義宗教会の何派を信仰しているかが、わかってしまう側面がありますので、個人の「信教の自由」あるいは「政教分離の原則」に照らしまして、問題があるのではないかとする議論は、いつも繰り返されております。

質問者 平野(竜谷大学) 小泉会員が時間の関係上、省略されました三の(二)のカテシスムのための休日について、ご説明いただきたい、とおもいます。

解答者 小泉(甲南大学) 今日的な宗教的中立性の現れとして、カテシスムのための休日に関する最近の行政判例をあげることができません。これをお話するには、説明が必要かとおもいます。これは第一にフランス独特の休日の制度でありまして、このレジメにも書いてありますように、一八八二年のフェリー法の二条で規定されている

休日ですが、公立初等学校で日曜日以外の一日を休日とするものがあります。この規定は次のように定めています。公立初等学校は、親が希望する場合、子供に対し学校施設外で宗教教育を施すことができるようにするため毎週日曜日以外の一日を休日とするという規定です。これはいわゆる公立学校外で、家庭とか教会で信仰教育であるカテシスムを行うようにするための休日です。第二に、この休日は一九七二年以降文部省の通達で、教育省といいますが、文部省の通達で水曜日とされています。しかし、最近中等教育におきましても、一八八二年法は、初等教育だけでしたが、中等教育でもこの制度があります。カテシスムのための休日の制度があつてそれが水曜日としてきていたのですが、とりわけ最近この中等教育の方では土曜日に移される傾向があります。といひますのは、その背景には多くの家庭がイギリス・アメリカ式の土曜日を休日として週末のレジャーを楽しむことを望むという事実があります。しかし、他方で、教会関係者の間で土曜日を休日にしてもらうと、實際上信仰教育ができなくなってしまうので、それには反対が強いという事情もあります。ここでの判例は、そういう事情を背景とするものですが、最近ある県の教育行政機関が、その管轄内のある市のすべての公立初等学校の土曜日の授業を水曜日の午前に移すことを許可する決定をしました。それに対してその教区のカトリック司教等が行政裁判所に対してその決定の取消を求めたという訴えがありました。これも全国的な論議を呼んだと報道されています。この事件については、一八八九年六月九日のオルレアン地方行政裁判所、そしてまた、一九九〇年七月二七日のコンセイユ・デタの判決も、結論として、水曜日への授業日の変更の許可決定を取り消しております。詳しい判決理由は、主として一八八二年法の実施のための下級の行政立法と他の学校教育に関する法律との相互関係にかかわることとして、ここでは、あまりそれは大切なことではないとおもわれますが、結果としてこの判例は、休日が土曜日か、水曜日かの論争に、教会に有利な解決をいたしております。そして、とくに下級審の判決理由では、一八八二年法二条で、一般的射程範

困をもち、憲法的価値を持つ規定であると、性格づけておりまして、宗教教育へのアクセスを非常に重要視しております。少なくともこの判例においていえますことは、教育の宗教的中立性に関して宗教教育の自由の保障を重視する考え方を、ここにみる事が可能かとおもいます。背景のところでお話しましたように、実はフランスにおいて、今日学校内での宗教教育というものは原則的に排除されています。しかしながら、何らかの形で、宗教教育をすべきである、あるいはしてもよい、という世論がだんだん増えてきているような傾向があります。もう一つこれに関してですが、一八八二年法のカテシスムのための休日に関する法律については、もう一つ補足しておきますと、これもいわゆる積極的中立性の色合いを持っている制度だとおもわれます。以上が、時間がなくて説明しなかつたところでもあります。

質問者 ロコバント(東洋大学) 小泉先生に質問しますが、先ほどの発表で学校における宗教教育を聞きまして、全体の印象なんですが、フランスは非常に厳格な分離主義、世俗主義から出発しまして、非常に苦労してようやくドイツの現状に近づきつつある状況にあって、後一〇年も経てばドイツの現状に達するであろうという、樂觀的な見通しができそうで、それに対し、アメリカは、非常におくれまして厳格さをそのまま一生懸命保っているような状況ですけども、アメリカは別にして、フランスは、ドイツの状況に近づいてきますか、いずれドイツふうになりますか、それとも、やっぱりまだ、違いが残るとおおもいますか。

解答者 小泉(甲南大学) ご質問のドイツの状況というのはこういう意味なのでしょうか。教会が公法人とされて宗教教育が公立学校で行われるとか、また、教会が教会税を徴収するというような状況をさして、ドイツのような状況ということでしょうか。

質問者 ロコバント(東洋大学) 厳格な分離よりは、協力的な関係、そして中立は、機械的な中立ではなくて、

内容的中立といえますか、たとえば、カトリックの政治家が亡くなれば、国葬はカトリックでやればいいし、プロテスタントの人が亡くなれば、プロテスタントでやればいい、別にその回数を計算して一対一でなくてもかまわない。このような内容的な中立を保つといえますか、そういうことをいったわけです。

解答者 小泉(甲南大学) ドイツのような、ということをそのように協調的な、友好的な中立というように理解しますと、おそらくフランスの状況というのは、そういうような状況に近づいている、そして、まさにその部分がかかり今日実現されている、というようにおもわれます。しかしながら、そのもとにある考え方は、国家の宗教的中立性として、国家が宗教的なことに介入しない、ということを前提としたうえで、宗教の自由を保障していく。ですから、厳格な分離を前提にした上で、協調的な中立、友好的な中立に向かっていくのだから、とおもわれます。それは、今お話したことは、全体としていまの時点での実定法の解釈としての法的な現実ですが、立法論としてはとくにカトリック教会の関係者たちの論議では、まさに先ほどのべました一八八二年法とか、一九〇五年の政教分離法も改正すべきである、というような議論もないわけではないのです。仮にこうなった時、本当にドイツの状況になったと言えるのではないかとおもわれます。

質問者 ロコバント(東洋大学) 滝沢先生にお伺いします。アメリカの場合に聖書を使うことがありますね。大統領就任式のときに、聖書に手を当てる、何か誓うとか、例のアポロが地球を飛んだときに聖書の何か一節を読みあげました。そういうことの正当化は、アメリカの場合、どうやっておこなわれますか。ドイツの場合だと問題がないわけですが、アメリカの場合、無神論者の気持ちをそんなに尊重するならば、どうやって正当化するのでしょうか。

解答者 滝沢(北九州大学) アメリカの場合、最高裁の基本的な立場が先ほど申し上げたようなものだとい

しましても、それを現実に適用する場合に、一定の限界は、よくいえば、わきまえているというか、たとえば、州議会において、専属牧師の制度がいぜんとしてありまして、チャプレンの制度ですが、それは、ある判決(Marsh vs. Chambers : 1983)では、連邦最高裁は肯定しております。それは、さきほどのような大統領の就任式とか、あるいは、そのほかに連邦最高裁の法廷で開廷を宣言する法廷の職員が、その宣言の中で伝統的な宗教的な言葉を含んだ開廷の宣言を行うとか、それこそ建国以来の伝統的な慣行がそこかしこに残っていて、それらは正面から違憲とはされえないようなものとみられているようです。ただ専属牧師の制度がいぜんとして肯定されているというようなことはみられますが、少なくともそれが憲法に合致するかどうかが問題とされ、法廷に持ち出されたということと同じしん、ずいぶん大きな変化だと、憲法問題として俎上にのせられたということは、アメリカの宗教的な歴史伝統とか、社会的文化的な面での宗教の役割や浸透度からしますと、ずいぶん大きな変化だろうと思えます。さきほど言及しました判決にみられるのですが、州議会の専属牧師制を肯定する論拠の一つとして、歴史的に非常に長い伝統をもっているということ、したがって今日そうしたひとつのシステムが社会構造の中にわかちがたく組み込まれているということも指摘されます。それからまた、この判決は憲法の歴史的な解釈と申しますか、修正一条のいわゆる政教分離条項、宗教国定禁止条項が採択されたのちに、公の宗教的な慣行が樹立されていることからすれば、そうした歴史的な解釈からすれば、そのような程度のもは許されるのではないかと、当時の憲法制定者たちが憲法違反ではないという判断のもとでそういう慣行を始めたものであるといった、そういう歴史的な解釈を持ち出して専属牧師制を違憲とはしないとしております。ただ、そういったものもすべて厳格に違憲と判断されるべきものだという裁判官もおります。さきほど申しましたように、宗教の、とくにキリスト教の持っている文化的な影響力、あるいは良き政治も宗教的な基盤があつてこそ実現されるとか、道徳も宗教の基盤があつてこそ維持されると

か、アメリカのデモクラシーの基盤は宗教にあるとか、こういう信念が、アメリカにはいぜんとして存在します。この点を突っ込んでいけば神学の領域に立ち入るにもなりますが、それはアメリカ人のアイデンティティの核部分となってきた信念であるように思われます。また、もっと強い立場になりますと、国家も教会も神の建てたものであり、パウロが「上なる権威に従うべし」ということを、「ローマ人への手紙」のなかで言っておりますが、国家も教会も神の意志と支配の下にあるのだと、ただし両者とも独立性を保ち、かつその機能・任務は別なのであるから、お互いに癒着しあってはいけません。だけれども、この宗教というものが良き政治のために、あるいは良き社会のために、真の文化を築くために、その影響力を及ぼしていくことを、国家は阻止してはいけないのだという考え方を主張します。制度的な結びつきをもってはいけないのだけれども、そういう影響力を増していくことに対して、国家は阻止してはならないし、ある部分では協力的でなければならぬという立場からの、そういう議論には、いろんなニュアンスのちがうものがあり、たとえば、だから市民宗教的なもの、あるいは国家礼拝的なものがあったらいいと、そういった立場からしますと、アメリカでは大統領が元首でもあり、その大統領の選挙戦が国民のアイデンティティと統合とをつくり上げていくものを再確認し、あるいは、アイデンティティや統合の形成に大きな役割を果たしておりますから、大統領就任のときに、ご指摘のように、聖書に手をおくとか、そういったこともある意味で国民の宗教的な次元でのアイデンティティの確認を通じて統合の維持・形成に資するということから当然認められてしかるべきであるということになります。ただ最高裁としましては、大変苦しみながらも、さきほど指摘しましたチャプレン制度は、一つは憲法の歴史的解釈ないしは憲法制定者の意思解釈、あるいはその制度じたいの長い歴史とか、あるいはそれが社会構造の中に分ちがたく組み込まれている一つの宗教的な要素として、違憲とはなしえないものという苦しい判断をしております。アメリカの議論状況をみますと、最近とみに宗教的中

立性の概念をめぐる学者のあいだで、いわゆる憲法解釈論を越えた国家と宗教とのあるべき関係はどういうものであるか、という視点から、活発に議論が展開されるようになってきており、いろんな議論があつて私もまだ分析しきれずにおりまして、最近の本や論文を集めてこれから読もう、少し整理しなければ、と思つてるところです。

質問者 大宮(独協大学) 滝沢会員にお聞きしますが、結びのところ、中立原則と分離原則という言葉はだしてありますが、中立と分離の概念上の違いと関係は、どのようなものでしょうか、あまりくわしく説明されなかつたようにおもわれますから、お聞きします。

解答者 滝沢(北九州大学) 私どもアメリカのことをやっておりますたいへん困るのは、今ご指摘の、分離という概念と中立という概念が、人により、学者によって便宜的に、たとえば、厳格な分離という概念も、厳格な中立という概念も、内容的には同じものとして使つたり、したがつて、たとえば、accommodative separationistアプローチと、benevolent neutralityという概念とがほとんど同じ意味をもつものとして使われたりしております、なかなか区別しにくいのですが、そういうことが一つと、それから、連邦最高裁は非常に慎重に分離という言葉を用いておりまして、実はほとんどのリーディングケース、国家と宗教の分離の原則に関するリーディングケースにおきまして、分離という言葉は使われておりません。ただ、「分離」という概念は、宗教的領域には国の管轄・支配権が及ばないという、国と宗教の関係についての基本の考え方なり原理の表現のしかたとして、また国の宗教への干渉・支援が一切許されるべきではないとの主張を表現するための強調概念として用いられる傾向が強いと思われまゝ。これに対して、シェンパ判決が宗教国定禁止条項の解釈において「中立」の概念を援用して以来、同条項は国に宗教的中立の保持を命じているとの解釈がとられてきたのですが、判例法の進展にみられるところは、ただ単に宗教と非宗教との間における中立の要求とか、宗教に対する優遇・支援の禁止ということではなく、アメ

リカにおける伝統的な、有力かつ支配的な、多数派国民の宗教であるキリスト教もしくはユダヤ・キリスト教的一神教信仰に対する国の支持・支援となるものと、多数派国民もしくは少数者によって、感じとられる、そうした外観を生ぜしめるような国の行為を禁止しているという、そうした判断規準が判例法上に確立されるに至っているということとです。本日の報告の中心はこの点を明らかにすることにあつたわけですが、さらに、合衆国最高裁は分離主義にたっているのか中立主義にたっているのかといった命題のたてかたは正しくないということも、本日の報告で、実は、示唆したかった点なのです。

質問者 大宮(独協大学) 実は質問しているのは、普通我々が国家と宗教との態度についてそれを分類した場合に、まず、政教分離というものを掲げて、その中でさらに分けて、敵対主義と好意主義と中立主義との三つに普通に分けるのですが、その場合の中立というような言葉の使い方が私にはつきり聞き取れなかつたので、こういう質問をしたわけです。

解答者 滝沢(北九州大学) そのような分類のしかたについては、それなりの根拠があつたことだと思いますが、「敵対的」分離とか「好意的」ないし「友好的」分離の概念による分類はともかく、「中立主義的」分離とはどういう意味をもつのか、どのような国と宗教の関係ないしはそのありかたを示す概念なのか。厳格な分離と厳格な中立とが、好意的分離と好意的中立とがほとんど同じ意味をもつ概念として用いられうるわけです。最近、アメリカでは、中立性(neutrality)の概念を中心に国家と宗教の関係のありかたが論議されております。概念による分類は便宜的なものです。分離制について三つに分けるといふ分類も、ある国の宗教との関わりあいの現実じたいに基づくものなのか、憲法上の原則ないしそれを具体化する規範に着眼してなされたものなのか。具体的な憲法規範としての判例法上の規準を明らかにするという関心からは、「分離」とか「中立」といふ概念は決定的に重要な意味

をもつものではないと言えるのではないかと、と思ひます。くりかえしになります。学者によるそういう概念の扱ひ方がその人、人によって違ふ、同じことを言っているのに違ふ概念を使う、ある者は分離といい、中立という。分離という概念については、連邦最高裁の判例は、ジェファスンが国家と教会との分離の壁という概念を使ったとか、ジェファスンの言葉としてそれをもちだすときにのみ使っている。一九四七年以降のリーディングケースでは separation という概念は使われていません。separation of church and state という言葉は、学者は使いますが、連邦最高裁の判例にはこの言葉はほとんどでてきません。そういう点からも、中立性概念の、連邦最高裁における使われ方に関心をもち、この中立の概念をもちいるということにそれなりに意味があるのではないかとということから、今日はこの概念をテーマにさせていたわけです。また、さきほど報告のなかで少しふれましたが、分離という言葉を使う理由があつて使つていられる場合の学者の使ひ方におきまして、一つは、このロジャー・ウィリアムズとか、あるいはジェファスンなどが 国の活動の固有の領域と宗教固有の領域とでは次元が違ふんだと、したがつて、そこにはっきり一線を引かなければならないという意味での分離、あるいは国と宗教とが独立性を保持しなければならぬのだということ強調する形で説明する場合に分離という言葉がつかわれております、ああなるほどそれなりに意味があるのだな、という印象をうけます。ちなみに、最近ある学者が分離のアプローチについて、strict separationist 並びに pluralistic separationist および institutional separationist の三つの分類を示し、さらに nonpreferentialist と restorationist を加えて、国と宗教の関係についての見解の類型化を試み、注目されています。

質問者 大宮(独協大学) 笹川会員にお尋ねします。2頁の④のところ、諸宗教を同等に保障する国家は克服されたと、お書きになっておりますが、克服されたとは、どういう意味でお使いになっているのでしょうか

解答者 笹川 (国際基督教大学) これは、一六四八年のウエストファリア条約でできた体制が、対等・同等という、諸宗教ですね、そこでは、カトリック教会と、ルター派教会と、それから改革派教会、それを国家は同等に保障する、そういう形、寛容という考え方であります。その体制があった訳ですが、その体制は、一人一人に完全な良心の自由とか、信仰の自由とか、文化の自由、こういうことを保障することによって、三つの特権的な教会の保障の体制はなくなったのだということを、シュタイガーがいつているのです。

質問者 大宮 (独協大学) 克服されたというのはそういう意味でお使いになったのですか

解答者 笹川 (国際基督教大学) そういう意味で使ったのです。

質問者 大宮 (独協大学) それから、次の文章で、国家の中立性の概念が現れ、政教分離を個人々の私的事项にする見方がでてきたと、中立性の概念と政教分離の概念を別々に並べておりますが、どちらの方がさきに成立した概念と考えて書かれたのでしょうか、中立の概念がさきなのでしょうか

解答者 笹川 (国際基督教大学) もちろんそうです。中立というのは、ボダンのところから、はっきりしてくるように主権論の本質的な属性として、特定のある宗教的な傾向をもたないとか、あるいは、特定の思想をもってないとか、そういう意味では、ニュートラルがあるなかで、宗教についてもそういう意味では特定の宗教性をもたない、そういう意味で国家の中立性という概念がでてくる。この政教分離というのはいわば特定の宗教と国家の関係ですから、そういう意味で区別したのです。これは、私が区別したというよりは、ここはシュタイガーの紹介してあるものです。

質問者 大宮 (独協大学) 清水会員に伺います。ドイツでは、中立性についてはいろいろ述べられてきましたけれども、分離の関係から見た場合に一体政教分離がドイツで現在どの程度おこなわれているのでしょうか、その

事例があったならば、教えてください。

解答者 清水(早稲田大学) これは、さきほど申し上げましたように、ごく最近、カンペンハウゼンという学者によって刊行されましたコンメンタールをみますと、ドイツの国家と宗教の関係は、アメリカあるいはフランスのような、比較的な意味において、より徹底した分離とは違うヒンケンデル・トレンク(Hinkender Trennung)、不完全な政教分離の型であるといっておるわけですけれども、それだけではなく個々の原則としましては、いわゆる宗教あるいは世界観の中立性の原則と宗派同権の原則、あるいは非同化の原理といったものが相互に関連しております。いわゆるアメリカでいわれるような政教分離ではありませんけれども、国家と宗教というのはやはり根本的には分離されてしかるべきだという考え方は、基本法四条の解釈の中にもあります。さきほど滝沢会員もお話のように、国家と宗教の間には「壁」があるということで、単なる多数決によって動かしがたい、前国家的、あるいは超実定法的な基本権としての性格を帯びていること、それが大前提になっていること、したがって、両大教会の特権の享受というような事態は、この大原則の前にもう一度考慮すべきではないか、あるいは、小さな宗教的団体が、大教会に對しまして不利益を蒙ることがないようにすべきではないか、これはさきほど述べました宗派同権の原則とも絡んでおりますけれども、そういう問題と、また場合によっては、非同化の原則という考え方があります。そのような原則的なものとの絡みにおいても、中立性の原則を機械的とらえるのではなくて、今申しました考え方が相互に絡みあっていることを認識すべきだとおもいます。不十分ながら、私はこのように理解しているわけです。キリスト教の伝統が根強いものでありますだけに、中立性の原則は、ドイツでも具体的な問題に對応して個々にできるだけ広い視点にたつて検証してゆくべきだと考えております。

質問者 平野(竜谷大学)

滝沢会員に伺います。できれば、小泉会員、笹川会員にもお答えいただければ、とお

もいます。

実は、ご存知でないかもしれませんが、神戸でエホバの証人が神戸市立の高等専門学校、高専での保健体育の中に、剣道が必修とされておきまして、それを拒否して進級ができないという事件がおきております。宗教的確信にもとづく絶対的な平和主義者としての信念を、そういう形であらわした生徒が進級ができなくなる、これについては、実は時間の関係でこまかいことは省略しますが、学校側の行った行政処分取消の請求についての、神戸地裁、大阪高裁の決定がでていのですが、その中で、正確な言葉は忘れましたが、たとえば、そのような生徒については必修の義務を免除するということは、学校の中立性に反するとか、あるいは政教分離に反するのだとか、あるいはそういう個々の生徒の信仰を問題にしようとするれば、個々の生徒の内心に立ち入らなければならないから、そういうことはやるべきではないとか、こういう議論がでていっているわけでありまして。エホバの証人には、輸血の問題でもいくつか問題がでていっているわけですが、まず、滝沢先生に、アメリカでもこれに類似する事件、判決があるのかどうかということ、また、笹川先生はとくに良心的兵役拒否の問題に詳しいと思いますので、そういう観点から、何かコメントがいただければ、とおもいます。さらに小泉先生は、先ほどの報告の中に、スカーフの事件がありましたけれども、そういう観点から、何かコメントがいただければ、とおもいます。

解答者 滝沢 (北九州大学) アメリカでは、一つは直接公立学校の義務教育にかかわる問題ですが、一つは理論的にかかわりをもつ、ふたつの非常に重要な判決があります。一つは、ウィスコンシン対ヨータ事件判決 (Wisconsin vs. Yoder, 1972) です。みなさんのなかに「目撃者」という映画でアミッシュを「ご存知の方がおられるかも知れません。この教派は、長い伝統を持つユニークな宗教的生活様式を維持してきています。この教派では、義務教育が一定の段階になりますと、子供を義務教育施設から引き上げてしまう、一定の年齢までは義務教育を受

けさせますが、何年間か残してやめさせてしまふ。したがって義務教育法上、親は罰せられることになる。ところが、アミッシュの方では自分達の宗教原理を守っていくという立場から、義務教育を受けさせる親の義務を履行しない、という、いわば一般法と宗教的な信念に基づくという拒否行為とがぶつかったわけでありませう。連邦最高裁は、そうした宗教者たちに対して義務教育法上の罰則を適用することは違憲である、としました。これは、宗教的な中立の観点からしますと、いわば友好的な中立の姿勢を示したものと説明する人もおります。それからもう一つは、セブンスデー・アドベントイストに関するシャーバト対ヴァーナ事件判決(Sherbert vs. Verner: 1963)です。セブンスデー・アドベントイストという宗派の聖日が土曜日なのです。土曜日には労働してはならない、土曜日は聖日で礼拝の日、宗教的な生活を守る日だということになります。土曜日の礼拝義務を中心として日常生活が営まれています。キリスト教徒が日曜日を守るのと同じように、土曜日が聖日である。ところが、失業保険法上は、その本人にとって適当な仕事があれば就かなければならない。にもかかわらず、仕事につかないでぶらぶらしておれば、失業保険金は受給できない。土曜日に休める仕事がないからということとは仕事に就けないということの正当な理由にはならない。そこで、その失業保険法上の利益をとるか、自分の宗教的信念に従うか、ということに追い込まれるということになりました。結局、裁判になりました、これも失業保険法という一般法の適用ないし執行を行なうことが、セブンスデー・アドベントイストの宗教上の良心を苦しめているのではないか、ということ、このばあいもやはり連邦最高裁は宗教的信仰者の良心的苦痛に理解を示しその主張を支持しました。これも宗教的中立ということからしますと、友好的な中立ということと説明する人もおりますけれども、一般法の執行と宗教上の信念に基づく拒否行為というものが、ぶつかった場合に、アメリカでは良心的兵役拒否の事件で長く論争が行われ、連邦最高裁がそうした問題領域では、とくにベトナム戦争の間、とくにその後期において良心ないし信念につ

イツでは憲法論としてたてやすいのですけれども、アメリカを念頭におきますと、そうした理論構成はむづかしいと思います。

解答者 滝沢 (北九州大学) 補足させていただきますと、いま笹川先生がおっしゃったコンペリング・ステート・インタレストのステートの意味については、「国の利益」としますと、日本では誤解されて、国の、政府の立場を表す言葉になってしまいやすい。アメリカでは、このステート・インタレストという場合、パブリック・インタレスト public interest、すなわちピープルズ・インタレスト people's interest というふうな、州民一般にとつての、州のパブリックにとつての利益、という意味で理解した方がいいではないか、ということをそういう判例を讀みながら考えたことがあります、補足させていただきました。

質問者 安武 (竜谷大学) 小泉会員にお伺いします。滝沢先生のアメリカの場合なんかでも、中立性から導かれてくる原則みたいなものが、いわば否定的にでてくるわけですね。こういうことをしてはならない、と。その基準が中立性の解釈の問題になっておもうのですが、フランスにおいては中立性の内容についてネガティブなもの、ポジティブなものにわけられて、ネガティブなものはどちらかというところ、印象的で申し訳ありませんが、禁止されているような場合に聞こえます。それに対し、ポジティブな場合は、むしろ国家に対する作為義務のようにおもえるのです。同じ中立性の議論の中で、結局内容的には、ポジティブなもの、ネガティブなものがあることがわかりますが、その両者の区別をどこに求めているのか、あるいは区別をする必要もないのか、そのあたりについて、教えていただきたい。

解答者 小泉 (甲南大学) ネガティブなものか、ポジティブなものか、中立性をわけける基準についての、お尋ねだとおもうのですが、この点、まとまった論議は実はあまりないのです。報告でも少しふれましたが、私なりに

考えたところでは、積極的になる場合というのは、おそらく、ある国家の行為によって宗教に関する個人の自由が、実質的に保障しえないような状態を招いたような場合には、それを回復するためにそうでない人と信仰に関する自由の保障で実質的な均衡をとるために、そこで国家の積極的に作為を行うようなことが一つの基準となるだろうとおもわれます。まさに報告でいいました実質的な平等ということがひとつの分かれ目だろうとおもわれます。この中立性、ネガティブのものと、ポジティブなもの、中立性について、フランスでたしかにこのような二つの分類の仕方というは、こういうように言う論者というのはみられるのですけれども、わりと曖昧です。そこで、わたくしがおもうところでは、というようにしか、お答えできません。

解答者 世川(国際基督教大学) 今日小泉さんの報告の中で、私もはっとおもったことがありました。小泉さんは、ノイトラリテイ・ネガティブとノイトラリテイ・ポジティブとを、二つ区別しております、ここではポジティブという言葉とノイトラリテイがむすびついていました。正直いってびっくりしました。フランス語の、ヌウトルとか、ノイトラリテイという言葉を書きでしてしましたら、新しい解釈があったのです。つまり、英語のOEDの説明が基本になっています。ところが新しいラルースの辞書を見てみましたら、英語でいえば、インパーソナルとオブジェクティブという言葉とが一緒になって解説にでてくるのです。用例として Information neutre et objective というのが出ています。ヌウトルという言葉とオブジェクティブという言葉とが対になってでてくるのです。ですから、中立で、かつ客観的な情報という用例がでてきたのです。客観的であるとか、積極的中立性とかいうような、押し出してくるような側面が、従来強調されてきませんでしたので、私ははっとおもったのです。

司会 小林(札幌大学) どうも、長い間ご協力ありがとうございました。これをもって、今日のシンポジウム

をおわらせていただきます。また、宗教の中立性の問題についての、発表をしてくださいました四人の報告者に感謝申し上げます。